

なし得るかの点は、法の欠缺の場合に当たるので、条理に従い、取消判决が確定した日から四月以内は新たな変更勧告をなし得ると解すべきである旨主張する。

しかし、変更勧告は、変更命令と相まって大店舗における小売業の自由を制限する不利益行為であるから、法律が、前叙のように、當業が本格化してから変更勧告及び変更命令の措置をとつたのでは右小売業者に不当な犠牲を強いることを考慮し、また、右小売業者を際限なく不安定な状態に置くことを避けるため、変更勧告をなし得る期間を原則四月、延長しても最長八月と明定している以上、解釈によつてこれを更に延長することは許されない。

なお、原告らは、変更命令の名あて人たる當業届出者が変更命令の取消訴訟を提起し、変更命令が判決で取り消された場合を想定すれば、判決確定の日から四月以内に新たな変更勧告を発し得ると解さなければ不合理である旨主張するが、この場合にいかななる内容の取消判决をなすべきか、あるいは取消判决により行政方がいかなる措置をとるべきかは別として、右は不利益処分を受けた者の権利ないし自由を回復する場合であるから、不利益の範囲を更に増大させることと同日に論ずることはできない。

4 なお、原告らは、大店法案を審議し

5 以上の説示によれば、本件において

は、原告らは本件変更勧告によって権利又

は法律上保護された利益を侵害されたと認

めることができず、かつ、本件変更勧告を

取り消してもそれによつて原告らの主張す

る不利益が救済されることにはならないか

ら、いずれにしても、原告らは本件変更勧

告の取消しを求めるにつき法律上の利益を

有する者ということができないので、本件

訴えは不適法といわなければならない。

ら、これと異つた解釈をすることは許されないと主張する。

△証拠略▼によると、政府委員は、右委員会において、変更勧告が出されない場合の不作為は訴訟の対象にならないことを明

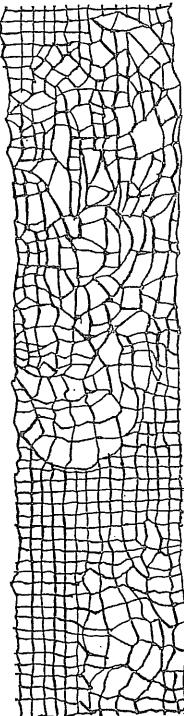
言しながら、変更勧告、変更命令が出され

た場合については、両者を峻別しないま

ま、訴訟の対象となり、周辺中小小売業者

にも原告適格が存する旨答弁したことが認められる。変更勧告が出されないということは、周辺中小小売業者側にとつては最も不利な場合であり、その場合に抗告訴訟を提起できず、変更勧告、変更命令が出された場合には抗告訴訟を提起できると解することは、論理的整合性を欠くと評さざるを得ないが、それはともかく、国会における審議内容はあくまで法律解釈の一資料たるにすぎず、裁判所がこれに拘束されるいわれはない。裁判所は、あくまでも国民に対し公布された法律の条文に拘束されるものであつて、右の国会審議を参考とするにしても、大店法の条文解釈としては前叙のよう判断せざるを得ないのである。

判例特報(2)



三 よって、本件訴えをいすれも却下することとし、訴訟費用の負担につき行政事

件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九三条一項本文を適用して、主文のとおり判決す

る。

東京地方裁判所民事第三部

裁判長裁判官 泉 德治

裁判官 岡 光民 雄

裁判官 菅野 博之

1 本件は、通勤定期乗車券を購入し、一か月のうち一五日ないし二〇日近鉄の特急に乗車している通勤客らが、右近鉄の特急料金改定申請を認可した陸運局長の処分について、その取消し及び国に対する損害賠償を求めた事案である。

2 本件は、近鉄特急料金訴訟第一審判決によれば、本件においては、原告らは本件変更勧告によって権利又は法律上保護された利益を侵害されたと認めることができず、かつ、本件変更勧告を取消してもそれによつて原告らの主張する不利益が救済されることにはならないから、いずれにしても、原告らは本件変更勧告の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者ということができないので、本件訴えは不適法といわなければならない。

3 本件は、通勤定期乗車券を購入し、一か月のうち一五日ないし二〇日近鉄の特急に乗車している通勤客らが、右近鉄の特急料金改定申請を認可した陸運局長の処分について、その取消し及び国に対する損害賠償を求めた事案である。

4 本件は、まず、右通勤客らが右認可処理を肯定した。もつとも本判決も、右の利

るにすぎない者はこれから区別すべきである旨明らかにしたが、その境界線をどこに引くかは今後に残された問題といえよう。

一般に、行政処分の直接の名宛人でない者のうちどの範囲の者にその取消訴訟の原告適格を認めるべきかについては学説上争いのあるところであり、実務上もいわゆる法的利益救済説が定着した感があるものの、これを具体的な事案にあてはめるに当ってはなお考え方の分れるところである。その意味で本判決が、ジース不正表示に関する最高裁判決（最三判昭53・3・14民集三二・二・二一、本誌八八〇・三）と対比しながら、本件事案は右最判のそれとは事案を異にする旨明らかにしている個所は、この点を考える上で参考となろう（取消訴訟の原告適格一般に関するものとして、注釈行訴法一〇七、雄川・行政争訟法一六九、原田・訴えの利益一、右最判について、田中館・判評二三五〔本誌八九三〕、二一六、二三七〔本誌九〇〇〕・一二四、二三九〔本誌九〇六〕・一一六、越山・法曹時報三四・一・一九七参照）。

次に本件の最大の争点である右認可処分の適否、とりわけ同処分の権限が被告陸運局長に存するか否かについて、本判決は次のような理由からこれを否定し、結局本件認可処分を違法としている。すなわち、①大東亜戦争に際し許認可処分について簡易な措置をとり得る旨定め、また、料金の認可権限を運輸大臣から鉄道局長（その後陸運局長に名称変更）に委譲している許可認可等臨時措置令（措置令）の根拠法である

許可認可等臨時措置法（措置法）は、いわ

もとも、本判決も本件認可処分が取り

消されることにより、近鉄特急の運行に多大の混乱を惹起し、特急料金を徴収して他の私鉄に影響を及ぼしかねないとした終結後三年経過した本件処分時には失効令附則二項によると、同令が施行されないと、右料金に関する認可権限は物価庁長官に存することになっており、これは右措置法の失効に伴う経過措置とみられること、③運輸省設置法六条一項二号によると、運輸大臣が地方鉄道運送業における基本的な運賃及び料金に関する認可等の命令をする場合には運輸審議会にはかることとされているが、これは措置令による鉄道局長（陸

運局長）への料金認可権限の委譲を默示的に解除した上運輸大臣に復帰させたものと解されること、④措置法は旧憲法下における戦時特別法として包括的な委任規定を設けているが、現憲法下ではこのような委任は許されないこと、⑤措置令四条一項によれば、鉄道局長への認可権限の委譲は「当分ノ内」である旨定められているが、その立法の経緯等からみてこれは一年間と考へられるところ、すでにその期間は経過していること、以上いずれの点からみても本件処分当时、措置法及び措置令は失効しているから、これらの法令に基づいてした本件認可処分は違法であるとしている。いわゆる戦時立法の時的範囲を考える上において、あるいは右法令に基づいた運用が現にされていることから、他に及ぼす影響の大きさが予想される点からみて注目されることは國の責任を認めることにならうか。

△参考条文△
昭和五五年（行ウ）第五五号 近鉄特急料金認可処分取消等請求事件
訴件、大阪地裁昭五五（行ウ）五五号
2・19民二部判決、棄却（控）

△住所略△

一につき、行訴法九条、地方鐵道法二一条I

二につき、地方鐵道法二一条I、許可認可等臨時措置法I-6、許可認可等臨時措置令四条I

三につき、行訴法三一条I

判決

昭和五五年（行ウ）第五五号 近鉄特急料金認可処分取消等請求事件

原告 岩崎善四郎
原告訴訟代理人弁護士 大原健司
佐井孝和
島川勝
辻公雄
津川博昭
中本勝
岡康毅
元庸健
安木健
三木一徳

△住所略△

原 告 岩 崎 善 四 郎

△ほか二名△

原告訴訟代理人弁護士 大原健司

佐 井 孝 和

島 川 勝

辻 公 雄

津 川 博 昭

中 本 勝

岡 康 毅

元 庸 健

安 木 健

三 木 一 徳

△住所略△

被 告 大阪陸運局長
阿 部 雅 昭
被 告 国 代表者法務大臣

坂田道太
被告ら指定代理人
井筒宏成
△ほか二名△
原告らの請求を棄却する。ただし、被告
大阪陸運局長が、昭和五五年三月八日付
でした近畿日本鉄道株式会社の特別急行
料金改定の認可処分は、違法である。
訴訟費用中、原告らと被告大阪陸運局長
との間に生じた分は同被告の、原告と被
告国との間に生じた分は原告らの、各負
担とする。

第一 当事者の求める裁判 事実 実

一 原告ら
被告大阪陸運局長（以下被告陸運局長と
いいう）が昭和五五年三月八日付でした近畿
日本鉄道株式会社（以下近鉄といいう）の特
別急行料金（以下特急料金といいう）改定の
認可処分（以下本件認可処分といいう）を取
り消す。

被告国は、各原告らに対し、それぞれ金
一万円を支払え。

訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決並びに第二項について仮執行の宣
言。

二 被告ら

（一）被告陸運局長の本案前の答弁
原告らの被告陸運局長に対する訴を却下
する。

訴訟費用は、原告らの負担とする。

主文

原告らの請求を棄却する。ただし、被告

大阪陸運局長が、昭和五五年三月八日付
でした近畿日本鉄道株式会社の特別急行
料金改定の認可処分は、違法である。

△ほか二名△

的な不利益にとどまり、法律上の利益が害されたものとはいえない。

(3) 原告らが通勤をはじめとして日常的に近鉄特急を利用しており、本件認可処分により経済的不利益を受けるとしても、それは、右のとおり、事实上の一般的不利益にすぎない。

そうすると、原告らは、本件認可処分の取消しを求めるについて法律上の利益がないことは明らかであって、原告らの右請求は却下を免れない。

三 被告らの本件請求の原因事実に対する答弁

(1) 本件請求の原因事実中(1)の事実は、

不知。

(2) 同(2)の事実は、認める。

(3) 同(3)の主張は、争う。

(4) 同(4)の事実は、不知。

(5) 同(5)の主張は、争う。

四 被告らの主張

(1) 被告陸運局長の本件認可処分の権限について

1 鉄道法二条一項は、運賃及び運輸に関する料金の定めを、地方鉄道事業の公共的な性格に鑑み、監督官庁の認可にかかるしめている。

ところで、同項にいう運賃とは、人又は物の運送の根幹である場所的移動に対する対価であって、普通旅客運賃、定期旅客運賃及び回数旅客運賃等がこれにあたり、また、運輸に関する料金（以下料金といふ）とは、運送に附隨する鉄道事業の設備の利用又は運送に附隨する役務に対する対

価であつて、特別急行料金、座席指定料金、入場料金及び払い戻し手数料等があり、近鉄の特急料金がこれに該当する。

2 料金の変更については、地方鉄道法施行規則（大正八年閣令一〇号・以下施行規則という）三九条二項により、運輸大臣の認可を受くべき旨が規定されているが、その職権については、許可認可等臨時措置令（昭和一九年五月一九日勅令三五一号・以下措置令という）四条一項一号(1)により経由官庁たる鉄道局長（昭和二四年六月一日から陸運局長と名称変更）が行うこととなつており、職権の委譲がなされている。

3 他方、措置令四条二項は、同条一項の規定に拘らず、事項を指定して主務大臣の認可を受くべき旨の定めを為すことができる旨規定しているところ、この規定を受けた運輸省陸運関係許可認可等臨時措置令施行規則（昭和一九年五月二九日運輸通信省令七三号・以下措置令規則とい）三条は、施行規則三九条二項の規定による料金の変更認可を主務大臣の認可権限として掲げていないのである。すなわち、施行規則は、運賃及び料金の制定又は変更について次表のとおり規定している。

料 金	制 定	変 更
運 賃	三四条(旅客)	三六条
三五条(荷物)	三九条一項	三九条二項

を掲げ、いずれも主務大臣の認可を受くべき旨を規定している。運賃の変更認可については、法技術上、鉄道法二一条又は施行規則三六条のいずれの条文でも示すことが可能であることに鑑みると、措置令規則においては、鉄道法二一条による認可とは運賃及び料金の制定認可のみを指し、変更認可をも含むものではないと解釈するのが妥当である。

したがつて、措置令規則三条に料金の変更認可を示すべき「地方鉄道法施行規則三九条二項による認可」が掲げられていないことから、料金の変更認可については、措置令四条一項一号(1)によって、その権限が陸運局長に委譲されていることは、疑う余地がない。

4 なお、昭和二一年八月一〇日施行の物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二一年勅令三八二号）附則二項本文の規定により、運輸大臣や陸運局長の認可権限が物価局長官に委譲（後に経済安定本部総務長官に委譲）されたが、昭和二七年七月三一日同勅令の一部改正により右附則二項が削除されたので、運輸大臣や陸運局長の認可権限が従前どおりに復活した。

5 以上により、被告陸運局長には本件認可処分をする権限があることが、明らかである。

(2) 本件認可処分の内容の適法性について

(3) 運賃及び料金は、利用者の負担能力にかんがみ鉄軌道の利用を困難にするおそれがないものであること

(4) 運賃及び料金は、他の交通機関との調整を考慮したものであること

3 以上の次第で、本件認可処分は、内容的にも適法である。

(3) 損害賠償請求について

1 本件認可処分により利用者が被る

個別的経済的不利益は、前記のとおり、公

共の利益の保護を通じて間接的に保護され

ているに過ぎず、したがつて、原告らが特急を利用することによって受ける不利益

は、あくまでも事實上ないし反射的なものであるにとどまり、法律上保護されたもの

鐵道法二一条による認可」を掲げ、二号に「地方鉄道法施行規則三六条による認可」

1 近鉄は、昭和五五年二月一六日、被告陸運局長に対し、本件申請をした。

2 被告陸運局長は、同日から本件認可

のによって原告らに権利又は法律上保護された利益の直接の侵害があつたとすることはできない。そうすると、原告らの本件損害賠償請求は、その前提を欠く請求として理由がない。

2 仮にそうでないとしても、前記のとおり本件認可処分は適法であり、かつ、被告陸運局長が本件認可処分をしたことにについて何らの過失がなかつた。

3 原告らは、次のとおり、本件認可処分により損害を被る余地がない。すなわち、原告らが今後一年間近鉄特急を利用するか否かについては、全く原告らの自由意思にかかるところであり、実質上特急しか運行されていないのであれば格別、特急以外の列車も多数運行されており、原告らが特急を利用しなければならない必然性はない。

仮に、原告らが特急を利用することがやむをえないものとしても、原告らは、特急料金の変更に伴う輸送サービスの向上（特急の輸送力増強、大型コンピューターの導入による特急券発売の利便化等）による便益を享受しているから、損害が発生していない。

五 原告らの反論

- (1) 本案前の主張について
 - 1 原告らは、次のとおり、適正公正な運賃、料金により運送サービスを受ける権利ないし利益あるいは鉄道法上保護された権利ないし利益を有しているところ、本

件認可処分は、原告らの右権利ないし利益を侵害するものであるから、原告らが本件認可処分の取消しつき行訴法九条にいう法律上の利益を有することは明らかである。以下その理由を詳述する。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下独禁法という）一 条、二五条に、消費者の価格等取引条件の公正を要求する権利ないし利益を法的強制手続をもつて具体的に保護している。したがって、消費者は、法的権利としてあるいは少くとも法的に保護された利益として、公正適正な取引条件で商品・サービスの提供を受ける権利ないし利益がある。

(2) 鉄道法二一条は、事業者が運賃や料金を定める場合、行政庁の認可を要するとしているが、この規定の趣旨は、鉄道事業の独占性の弊害として、利用者は、事業者が一方的に定めた不当な運賃、料金の支払を強制されることになるので、利用者に對しその運賃、料金の公正、適正を保障しようとするものである。

鉄道事業その他各種公益事業は、独禁法の適用が除外されているが、各個の公益事業法は、独禁法に代つて自由競争の代替措置として行政庁の行政処分等を介在させるることにし、これによつて消費者の右権利ないし利益を保護しようとしている（消費者保護基本法一一条参照）。鉄道法二一条も、独禁法適用除外の代替措置として、消費者の価格等取引条件の適正、公正を要求する権利を具体的に保護しているのである。

- (2) したがつて、原告ら利用者は、本件認可処分について、第三者として影響を

認可された運賃、料金は、具体的な運送契約上の契約条件となり、それが個々の利用者の具体的運送契約の締結によつてはじめ法律上の利益を有することによって、直接かつ重大な使用者の運送契約をはなれて何らの意味をもたない。したがつて、同条が認可によつて保証しようとした利益は、個々の具体的利用者が適正、公正な運賃、料金で運送サービスを受ける権利、利益そのものといわなければならぬ。被告らのいう一般利用者の利益は、個々の利用者の利益の総和以外の何ものでもない。

(4) 本件認可処分は、原告らの右権利ないし利益を侵害するものである。

2 原告らは、本件認可処分の当事者としても、本件認可処分の取消しを求める法律上の利益がある。

(1) 近鉄は、その沿線において独占事業者であるため、沿線住民である原告らは、近鉄を利用するほかなく、特急を利用しようとする以上、近鉄の定めた条件にしたがわざるをえない。つまり、原告ら利用者は、本件認可処分による効果を名宛人たる近鉄と一体的に受けることになる。

もつとも、本件認可処分は、その手続上あるいは形式上、近鉄からの申請に対しても近鉄を処分の名宛人としてなされたものである。しかし、本件認可処分は、一方で近鉄の料金設定行為を制限しながら、他方では、利用者たる原告らに對し一定の金員の支払いを強制する効果を有する。

- (2) したがつて、原告ら利用者は、本件認可処分について、第三者として影響を

受けれる者というより、むしろ本件認可処分の名宛人或いは少くとも名宛人に準ずる立場にある。

3 仮にそうでないとしても、原告らは、通勤等のため常時特急を利用しているから、本件認可処分に基づき特急料金が改めて具體化現実化するものであり、個々の利定されることによって、直接かつ重大な不利益を被つてゐる。それだのに、原告らは、本件申請に關する近鉄の認可申請書の閲覧の機会も認可に対する意見陳述の機会も与えられなかつた。しかし、原告ら利用者には、本件認可処分の適法性を問うことができる途が確保されるべきである。したがつて、原告らの訴の利益は、肯認される。

(2) 被告陸運局長の権限の不存在について（本件認可処分の手続的違法その(1)）

1 被告陸運局長に権限を委譲した措置令は、本件認可処分当時すでに失効している。

(1) 措置法一項は、大東亜戦争遂行のために、行政簡素化を図ることを明らかにしたものであるから、大東亜戦争が終結すれば、その有効期間の経過により当然失効すべき規定である。措置令は、措置法をうけて制定されたものであるから、措置法が失効すると同時に、措置令も当然その効力を失なつた。

(2) 措置令四条は、地方長官に中央官庁の行うべき許認可の権限を「当分ノ内」付与することにした。

- (2) したがつて、措置令は、昭和一九年二月二五日に閣議決定された決戦非常措置要綱に

基づいて発せられたものであるが、これによると、措置令そのものが、戦争の真最中にあつて、一年間の暫定的措置を定める勅令として発せられたことが明らかである。したがつて措置令四条の「当分ノ内」といふのも、戦争終結までの間で、かつ措置令施行の日（昭和一九年六月一日）から最長一年を予定していたのであり、大東亜戦争が終結してもなお効力を持続することは予定していない。

さらに、「当分ノ内」という法令用語は、新法の制定あるいは法令改正の際、暫定的な制度を設けたり、あるいは暫定的な措置をとる場合に、これがあくまで暫定的であることを明らかにするために使用されるものである。したがつて、法令の予定していきなり目的を達成し、又はその前提となつた事情が変化すれば、その法令も効力を失うことになる。措置令四条は、この点からいっても、大東亜戦争終結と同時に失効した。

2 措置法が、大東亜戦争の終結によって当然には失効しないとしても、措置法は、憲法四一条に違反し無効である。

(1) 同条は、政令等への委任を、国会が唯一の立法機関であるという限界を崩さない限度内でのみ認めている。

(2) ところが、措置法は、法律により許認可等を要するとされた事項でも、勅令の定めるところにより、たとえば許認可等を要しないこととができる（一項一号）、あるいは許認可等の申請または協議があつたときは一定期間の経過により許認

可等または協議が調つたとみなすことができる（同三号）等とされ、その他手続又は処理の簡捷化のため必要な措置を定めることがおかれているのである。同法にいう勅令は、昭和二二年法律第七二号（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）二条により、政令と読み替えるものとされている。そうすると、措置法は、許認可に関する法律上の規定を、政令によってその本質的な部分まで改廃することを認めていくことになる。このような委任立法は、憲法が予想する範囲を超えており、同法四一条に違反することが明白である。

したがつて、措置法は、憲法四一条に違反する無効な法律であり、措置令は、措置法に基づいて制定されたものであるから、無効である。

3 鉄道法二一条は、運賃等の制定認可だけでなく、その変更認可も運輸大臣の権限としたものであり、措置令規則三条（一号）の運輸大臣の認可を受くべきものの中には料金も含まれている。

(1) 運輸省は、国民の運輸に関する行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機関である。運輸省設置法四条は、その権限について定め、同条四四号は、地方鉄道について、制定変更をとわづ権限をもち、その行政について責任をもつことを定めている。

(2) 同法六条一項二号は、運輸大臣が地方鉄道の基本的な運賃及び料金に關する

認可又は変更の命令について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重しなければならないと定めている。

そうすると、運輸大臣が本件認可処分に關し運輸審議会に諮るのが運輸省設置法五条、六条の法意というべく、本件認可処分といふべく、被告陸運局長は、法の僭越とばないというのでは、鉄道法や運輸省設置法で運輸大臣の権限と責務を定めた趣旨が没却される。

(4) 鉄道法二一条が、運賃等の変更認可の場合も含んでおり、したがつて、措置令規則三条の運輸大臣の認可を受くべきものの中には料金の変更をも含んでいると解すると、措置令規則三条は一号のみで足り、二号を定めておく必要はないことになるが、これは措置令規則の定め方が不完全であるにすぎないだけである。

4 以上のとおり、いざれにしても、被告陸運局長には、本件認可処分をする権限がない。したがつて、本件認可処分は手続的に違法である。

(1) 運輸審議会への諮問の必要性について（本件認可処分の手続的違法その二）

1 運輸審議会への諮問手続は、公共の利益確保の観点から、公平かつ合理的な請に関して、知る権利、選ぶ権利、意見を反映させる権利が行使できるよう手続的に保障されるべきであり、またその行使が妨げられてはならない。

2 地方鉄道の運賃等の改定は、本来、運輸審議会への諮問、運輸審議会による申請書等の公開、公聴会の開催等の手続を経るように定められているところ、本件認可処分の権限が被告陸運局長に属し、これららの手続を経由する必要がなくなったのであれば、被告陸運局長は、これらに代つ

て利用者に料金改定の申請書等を公開して、これらについての意見を聞く機会を持つなどの適正な手続を経る法的義務があるというべきである。

3 被告陸運局長は、原告ら利用者にその申請の内容、根拠を知らせず、意見をいう機会を全く奪つたまま近鉄の申請どおり本件認可処分をしたもので、利用者の地位を全く無視し、その権利利益を顧慮しなかつた点でその権限を濫用したとしなければならない。したがつて、本件認可処分は、適法な手続を欠く違法がある。

(五) 本件認可処分の内容の違法について

本件認可処分の内容は、次のとおり、被告陸運局長の自ら定立した認可基準に矛盾する。

1 能率的な経営の下における適正な原価の査定を行なわず、近鉄の特急商法といふべき特急中心主義ないし特急優先主義の下での不当な独占的利潤を認めたものである。

(六) 被告らの反駁

(一) 措置法及び措置令の効力について
1 措置法一条の「大東亜戦争ニ際

シ」との文言は、措置法の有効期間を限定したものでなく、単に措置法制定の時期ないし動機を示すにとどまり、いわば法律制定の縁由である。このことは、「大東亜戦争ニ際」の文言が用いられている他の法令が、大東亜戦争終了後自動的に失効したものとして取り扱われることなく、各々の法令の廃止措置がとられていることから明らかである。

(二) 措置法は、昭和一八年三月一八日

公布施行されたものであるが、戦時立法で

あるとの理由で直ちに法令が失効するものではなく、憲法九八条により憲法施行前に

適法に制定された法令は、その内容が憲法の条規に反しない限り効力がある(最判昭

和二三年六月二三日刑集二巻七号七二二

頁、最判昭和二十四年四月六日刑集三巻四号

四五六頁、最判昭和二十五年二月一日刑集四卷二号七三頁等参考)。

(三) 運輸審議会への諮問等について

そこで、措置法の内容についてみれば、

1 陸運局長の処分事案は、運輸大臣

制定当初より国民に対し新たな義務ない

し負担を課す等新規の統制法規でないと

判断されていたことからも理解されるとお

り、国民の負担を軽減するための行政機關

相互間の権限委譲又は権限省略であつて、

その究極の目的は行政の簡素化であり、こ

のことはすぐれて今日的な要請でもあるこ

とから何ら憲法の条規に反しないことは明

らない。

2 また、原告らは、利用者にその申

りかである。

3 一部の特急利用者にしか提供しな

る。

4 通勤時間帯に特急を運行し、急行

にあふれた利用者に特急利用を余儀なくさ

せ、運賃に倍加する負担を課している。

讀書の内容、根拠についてさえ知らせず、意見をいう機会を全く奪つたまま認可したものであると主張するが、運輸審議会においても、公聴会を開催しなければならない場合とは、運輸大臣の指示又は運輸審議会の定める利害関係人（運輸審議会一般規則（昭和二七年運輸省令第八号）五条による）の申請のある場合に限られておらず、まして本件のように、被告陸運局長が認可処分をするにあたっては、個々の利用者に対し申請の内容、理由等について知らせるような法令上の規定はない。

第三 証拠関係△略▼

理由

一 被告陸運局長の本案前の主張について

(一) 行訴法九条は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り抗告訴訟を提起することができると定めている。そして、右法律上の利益を有する者は、当該処分等により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解するのが相当である。

そうすると、原告らが、本件認可処分の取消しを求める法律上の利益を有するかどうかは、原告らが本件認可処分によって侵害されたとする利益について、各種法規が、近鉄利用者としての原告らに対し、権利若しくは個別的具体的利益として保障しているかどうかによってきまるとしなければならない。

卷之三

一 被告陸運局長の本案前の主張について

(一) 行訴法九条は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り抗告訴訟を提起することができると定めている。そして、右法律上の利益を有する者とは、当該処分等により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解するのが相当である。

(二) 近鉄は、鉄道法の適用をうける地方
ところで、鉄道運送は、社会経済活動の
基盤であり、市民の日常生活に不可欠で、
その利用者は極めて不特定多数にのぼるか
ら、公共的性格があることは顯著である。
そのため、鉄道法は、その營業を主務大臣
の免許にからしめ（一二条）、これに対
して種々の規制を加え、監督官庁の監督に
服させている。

今本件で問題になつてゐる料金につい
て、鉄道法二一条一項は、監督官庁の認可
を要することにしてゐるが、同項の規定の
趣旨は、次のとおりである。

地方鉄道業者は、主務大臣の免許を得て
一定の地域における鉄道輸送を独占的に営
む地位が保障されることになるので、右運
賃等を鉄道業者限りで決定できることとす
れば、右独占的地位を背景としてこれが恣
意的に定められるおそれがある。しかし、
その恣意を許すと、わが国の交通秩序、經
濟秩序が破壊され、利用者に經濟的打撃を
与えることは、必至である。そこで、同項
は、運賃や料金の認可という行政処分を通じ
て、監督官庁に介入させ、運賃、料金を
が、運輸政策や物価政策的見地から適正額
にきめられるようにしたのである。したが
つて、この認可によつて受けける利益は、わ
が国の經濟秩序の維持、物価抑制といった
公益的利得にとどまらず、鉄道利用者の利
益も併存しているといえる。

このように、同項が運賃等の定めについ
て認可を必要とする趣旨が、右のように鉄

道利用者の利益を保護することにあるから、ここにいう鉄道利用者の利益とは、外道利用者の個別的具体的な利益を含むものとしなければならない。なぜならば、(1)運賃等の改訂の認可是、運賃等の改訂そのものではなく、また、当該鉄道を利用しない限り運賃等の支払義務が生じないけれども、鉄道運送事業の独占的地位のために当該鉄道を利用するを得ないことや、認可は、自動的に運賃等の具体的改訂に結びくことがらみて、運賃等の認可処分は、個々の鉄道利用者の利益に直接影響を及ぼすものであるということができる。(2)不特定多数の一般利用者が持つ共通の利益は、結局、個々の利用者の具体的利益の抽象化されたものであるから、個々の利用者の具体的利益に基礎があるのであって、個々の利用者の具体的利益に還元されるからである。この点では、電気・ガス供給事業の料金等を定めるについて、認可制度を採用しているのと同様である(電気事業法)。一九条一項、ガス事業法一条、三条、一七条一項参照)。

道利用者の利益を保護することにもあるから、(1)にいう鉄道利用者の利益とは、鉄道利用者の個別的具体的な利益を含むものとしなければならない。なぜならば、(1)運賃等の改訂の認可是、運賃等の改訂そのものではなく、また、当該鉄道を利用しない限り運賃等の支払義務が生じないけれども、鉄道運送事業の独占的地位のために当該鉄道を利用するを得ないことや、認可是、自動的に運賃等の具体的改訂に結び、(2)不特定個々の鉄道利用者の利益に直接影響を及ぼすものであるということができ、(2)不特定多数の一般利用者が持つ共通の利益は、結局、個々の利用者の具体的利益の抽象化されたものであるから、個々の利用者の具体的利益に基礎があるものであって、個々の利用者の具体的利益に還元されるからである。この点では、電気、ガス供給事業の料金等を定めるについて、認可制度を採用しているとの同断である(電気事業法一条、一九条一項、ガス事業法一条、三条、一七条一項参照)。

なお、本件は、認可処分の手続的違法、
殊に处分権限の有無が争点となつてゐる事
案であつて、このような場合に、当事者適
格の範囲を厳格に解釈して、実体的判断を
回避する結果になることは、行政の民主
化、行政手続の適正化を目的とする行政訴
訟制度にそぐわないといふべきである。

断が得られないことになる。しかし近鉄が、本件認可処分を争う理由も必要もない（本件認可処分は、本件申請どおり認められている）。そこで、このような場合には、近鉄の利用者こそ本件認可処分の適法性審査を求める最適任者であり、近鉄の利用者は、取消訴訟を提起することによってのみ救済が得られるといえる。もっとも、近鉄の利用者といつても、利用の仕方や程度が区々でありその範囲が曖昧であるが、ここでいえることは、本件の原告らは、後記認定のとおり通勤定期乗車券を購入して日常的に近鉄を利用し特急に乗車している者ばかりであるということである。原告らは、この点で本件認可処分の適法性審査を求める最適任者であるといえるのであり、単なる利用の可能性があるにすぎない者とは区別される。

なお、本件は、認可処分の手続的違法、殊に处分権限の有無が争点となっている事案であって、このような場合に、当事者適格の範囲を厳格に解釈して、実体的判断を回避する結果になることは、行政の民主化、行政手続の適正化を目的とする行政訴訟制度にそぐわないというべきである。

四 被告陸運局長が引用している最判昭和五三年三月一四日について、当裁判所の見解を、本件との関連で述べておく。

最半の事案は公正取引委員会が社団法人日本果汁協会ほか三名の申請した果汁飲料等の表示に関する規約を不当景品類及び不正表示防止法（以下景表法という）一〇一条一項、二項に基づく公正競争規約と認定

したことに対する主婦連等（一般消費者）が、右規約の表示では消費者の選択の自由を奪い、消費者に経済的不利益を与えるとして、同法一〇条六項に基づき不服申立を行ない、却下の審決後、その審決の取消しを求めて提訴した事案である。

最高裁判所は、景表法の規定により一般消費者が受けける利益は、同法の規定の目的である公益の保護の結果として生ずる反射的利益ないし事実上の利益であり、法律上保護された利益ではないと判示して、原告適格を否定した。

しかし、右事案は、消費者の受けける不利益が商品の選択の自由という抽象的、一般的なもので、被侵害利益としては具体性を欠いており（したがって、公益に包摂される利益にすぎないともいえる）、本件で原告らが主張する経済的不利益とは具体性、明確性の点で相違があり、また、右事案は、原告となり得る者の範囲が、消費者一般に拡大される不確定の要素があるのに対して、本件の原告らは現実の鉄道利用者として特定された関係にある点でも相違があり、同列に論じることはできない。最判は、景表法が独禁法の定める規制手続の特例を定めた法律であるとし、独禁法が公正な競争秩序の維持、すなわち公共の利益の実現を目的としているものであることが明らかであるから、その特例を定める景表法も、本来、同様の目的をもつものと解するのが相当である、との理解の上に立つて、あるものであるが、鉄道運賃等の認可は、鉄道運送業者と鉄道利用者との間の運賃等に

関する利害関係をより直接的に調整するものであるから、公益性の面があるとしても、具体的な個別の経済利益の面も無視することができない点で、法規制の目的、内

容も異なるというべきである。

以上の次第で、最判は、本件とは事案を異にしているから、原告らの訴の利益を判断するについて、先判例とはならないとしなければならない。

（四）△証拠略△によると、原告らはいずれも肩書き住所地に居住し、原告小谷虎彦は勤務先である報知新聞大阪本社に通勤するため樺原神宮前駅から近鉄難波駅まで、原告井上善雄は法律事務所に勤務するため

櫻原神宮前駅から大阪阿倍野橋駅まで、それぞれ近鉄通勤定期乗車券を購入して近鉄を利用しており、その際、原告小谷虎彦、同井上善雄は一ヶ月間に約二〇回、原告岩崎善四郎は一ヶ月間に約一五回、特急料金を支払って近鉄特急に乗車していることが認められ、右認定に反する証拠はない。

（五）まとめ

原告らは、いずれも、鉄道法二一条一項による保護を受ける利用者であることが明らかであって、本件認可処分の取消しを請求するについて法律上の利益があることに帰着する。したがって、被告陸運局長の本案前の主張は、採用しない。

二 被告陸運局長の本件認可処分の権限について

項、施行規則三九条二項、措置法一項六号、措置令四条一項一号(イ)によって本件認可処分をしたことは、当事者間に争いがない。

（二）特急料金もその一つである鉄道法二一条一項の運賃に関する料金についての法制度の変遷は、次のとおりである。

1 鉄道法（大正八年四月一〇日法律五二号）二一条一項は、運賃その他運輸に

関する料金を定めるについて監督官庁の認可を要すると定め、施行規則（大正八年八月一三日閣令一〇号）三九条二項は、これ月一二日閣令一〇号）三九条二項は、これ

を受けて、「運輸ニ関スル料金ヲ変更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と規定した。

2 昭和一九年五月二〇日に制定公布された措置令は、その四条一項一号(イ)により、「当分ノ内」、右運輸大臣の職権を経由官庁たる鉄道局長（昭和二四年六月一日から陸運局長と名称変更）が行う、と定めた。

もつとも、措置令四条二項は、同一条一項の規定に拘らず、事項を指定して主務大臣の認可を受くべき旨の定めをなすことがで

きる旨規定しており、この規定を受けた措置令規則（昭和一九年五月二九日運輸通信省令七三号）三条は、一号に鉄道法二一条による認可を掲げ、二号に施行規則三六条による認可を掲げ、いずれも主務大臣の認可を受くべき旨を規定している。そして、

4 措置法は、戦時行政特例法とともに制定公布された措置法（その内容は、別紙4のとおりである）の一項六号に基づいて制定された勅令である。

もつとも、措置令四条二項は、同一条一項の規定に拘らず、事項を指定して主務大臣の認可を受くべき旨の定めをなすことがで

きる旨規定しており、この規定を受けた措

置令規則（昭和一九年五月二九日運輸通信省令七三号）三条は、一号に鉄道法二一条による認可を掲げ、二号に施行規則三六条による認可を掲げ、いずれも主務大臣の認可を受くべき旨を規定している。そして、

鉄道法二一条が運賃及び料金の認可につ

いて定めた規定であることは明らかであるか

た（この点は、△証拠略△によつて認め

られた）と解することも可能である。この点は立法（措置令規則の規定の仕方）の不備といふほかはないけれども、ここでは、後者の解釈をとる。

4 措置法は、戦時行政特例法とともに制定公布された措置法（その内容は、別紙4のとおりである）の一項六号に基づいて制定された勅令である。

が、措置法並びに戦時行政特例法及びこれに基づく戦時行政職権特例（勅令）は、相まって、行政の簡素化、強力化がすすみ、大東亜戦争遂行のための生産力が拡充するなど、戦力強化に資するものとして制定され

2

5 昭和二年八月一〇日に施行された物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二年勅令三八二号）附則二項本文により、地方鉄道の特急料金の認可は、物価統制令の施行されている間は、物価庁長官が行うことになった。

6 昭和二四年五月三一日に制定公布された運輸省設置法第二章は、運輸審議会を新設する規定であつて、運輸大臣は、地方鉄道運送業における基本的な運賃及び料金の認可又は変更の命令をする場合、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して行うることとなつた（同法六条一項一号）。

7 昭和二七年七月三一日に施行された経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二七年七月三一日法律二八四号）六条により、前記物価統制令の一部を改正する勅令附則二項は削除された。

（三）以上の事実や△証拠略△を参考にし、微でないばかりか、近鉄の運賃収入の重要な部分を荷っているといえる。

1 指置法は、戦時行政特例法とともに行政簡素化を目的として制定されたものであるが、その狙いは、両法相まって各種許認可事務等に関する行政事務の統一化、能率化を図り、強化された内閣総理大臣の権限により、大東亜戦争遂行のための戦時生産体制、ことに軍需生産体制の強化、確立を遂げようとしたものというべく、このことは、措置法の内容をみると、勅令により、許可認可等をする場合にこれを不要とし（一項一号）、あるいは単なる届出報告等をもって足りるとすることができ（同項二号）、許可認可等に関する一の行政庁又は官吏の職権を他の行政庁又は官吏に行わせることができる（同項五号）とするなど、戦時といふいわば非常時においてのみ容認され、いわゆる平時においては許容されるべくもない規定があることからも窺うことができる。したがつて、措置法一項の大東亜戦争ニ際シ」という文言は、措置法が制定された時期や内容からして、被告が主張するような単に措置法制定の時期がないし動機を示すといった軽いものではないと判断される。

ことを端的に表現したものと読みとらなければならぬ。

そして、法律は、それ自身がその有効期間を明示している場合（限時法）のみならず、当該法制定の目的ないし内容からみて、当該法律が予定していた目的ないし事情が消滅した場合には当然その効力を失わせることとすると法文上読みとれる場合には、当該法律は、右目的ないし事情が消滅したときに当然失効すると解するのが相当である。そして、この場合、明示的、確認的に新法によって廃止措置が講ぜられることは、法律的、社会的混乱を避けるために望ましいことである。しかし、その措置が講ぜられなかつたからといって、予定していいた目的ないし事情が既に消滅した法律をなお存続させようとする国家意思があるとみるべき理由も必要もない。

さて、措置法は、大東亜戦争遂行のための戦時国内体制確立を目的として制定されたものであることは、前述したとおりであるから、大東亜戦争が昭和二〇年八月一五日に終結した後にもそのまま存続させるべき理由はない。なお、現在問題になつてゐる行政簡素化は、時代の要請により次々に設けられた行政機構や、手続等が、肥大すぎたり、時代の変化とともに不要になつたにもかかわらず、そのまま存置され、これが行政手続の複雑化、非能率化を招いているため、これを整理統合しようとするものであつて、措置法の目ざした大東亜戦争遂行のための行政簡素化とはその本質を異にしてゐる。したがつて、措置法が企図し

た行政簡素化が、そのまま今日の行政簡素化の要請に合致しており、この点で措置法をなお存続させる意味があるとするのは、全くのこじつけであり賛成できない。
もっとも、予定していた目的ないし事情が既に消滅した法律のうち、その有効期間が明示されておらず、廃止手続がとられないかった場合、当該法律の失効の時期が直ちに到来するとすることが相当でないものがあり得る。なぜなら、当該法律に基づいて発生した法律的、社会的関係が依然として存続しているため、経過措置を講ずるまでの間ないし若干の経過期間中は失効しないものとして解釈上取り扱う必要があるからである。しかし、それも、当該法律に基づいて発生した法律的、社会的関係が一挙に覆滅されることを慮つたうえでのことであることは、いうまでもない。

ところが、本件認可処分があつたのは、大東亜戦争が終結して既に三五年もの長年月が経過してからであるが、既に三五年も経過した今日、措置法に基づいて発生した法律的、社会的関係が依然として存続しているということは、あり得ない。したがって、措置法が、大東亜戦争の終結によつて、直ちに失効しないで、相当の経過期間はな存続するとしても、その相当の経過期間は、既に終了こつりこつまけしづよ。

既に経たものとしなければならない
2 措置法に基づいて制定された措置
令は、料金の認可権限を運輸大臣から鉄道
局長（昭和二四年六月一日から陸運局長に
名称変更）に委譲したが、昭和二一年八月
一〇日に施行された物価統制令の一部を改

正する勅令附則二項本文により、同日から物価統制令が施行されている間右料金に関する認可権限は、物価庁長官が行うことになった。したがって、これによつて措置法の失効に伴う経過措置がとられたとみられないことはない。そうすると、物価統制令の一部を改正する勅令の制定施行により、措置令に基づく鉄道局長（後の陸運局長）への認可権限の委譲は終つたとしなければならない。

この物価庁長官の権限は、昭和二七年七月三一日に制定施行された経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によつて消滅し、料金の認可権限は、陸運局長ではなく運輸大臣に戻されたことになる（もつとも、運輸省では、陸運局長に戻されたと考えたようであるが、措置法が、大東亜戦争の遂行を目的とした戦時特別法であることを、この時点でどのように理解したうえでそう考えたのかは、詳らかでない）。

3 昭和二四年五月三一日に運輸省設置法が制定公布され、その第二章第一節で、運輸行政を公平かつ合理的に行い、行政の民主化を図るための機関として運輸審議会が設置され、運輸大臣が、地方鉄道運送業における基本的な運賃及び料金に関する認可又は変更の命令をする場合には運輸審議会にはかり、その決定を尊重して行うこととされた（六条一項二号）。

ところが、措置法による措置令に基づく鐵道局長（後の陸運局長）の料金認可権限が、そのまま存続するとすると、陸運局長

のこの権限行使については、運輸審議会にはかる必要がないことになる。なぜならば、六条一項の規定は、運輸大臣が権限を行使する場合の定めであるからである。げんに、運輸大臣が私鉄運賃の認可をする場合には、運輸審議会にはかっているのに対し、陸運局長が私鉄の料金を認可する場合には、運輸審議会にはかっていない。

そして、ここで重視すべきことは、鐵道

局長（後の陸運局長）に料金の認可権限を委譲したのは、大東亜戦争の遂行を目的とした戦時特別法である措置法によるということである。超軍国主義下の戦時体制のもとでは、民主的な運輸審議会の設置運営など考えにも及ばなかつたに違いない。それが、大東亜戦争の終結後、民主主義的憲法を制定施行するに伴ない、わが国のこれまで、陸運局長の裁量にまかせてもよいといふ見解もあり得よう。しかし、料金の中で特急料金が、これらと同一に扱えないことは、前に認定した近鉄の特急料金の割合をみれば歴然としている。

5 措置令四条一項は、「人又ハ法人

の

（後の陸運局長）への料金認可権限の委譲を、黙示的に解除したうえ運輸大臣に復帰させたとしなければならない（もつとも、物価統制令の施行の間は、物価庁長官が権限を行使することになるから、昭和二七年三月二五日に閣議決定された決戦非常措定施行されたことによつても変わるものではある）。このように解しないと、運輸審議会を設置した運輸省設置法の立法趣旨が没却されることになる。

6 措置令四条一項は、「人又ハ法人

の

（後の陸運局長）への料金認可権限の委譲を、黙示的に解除したうえ運輸大臣に復帰させたとしなければならない（もつとも、物価統制令の規定の効力を有する命令の規定の効力を有する法律）が制定施行されたことによつても変わるものではある。したがつて、措置法は、この点で新憲

ガ現行規定ニ依リ受クベキ中央行政官厅ノ

の

号ニ定ムル行政官厅之ヲ行フ」と規定している。したがつて、鐵道局長への料金認可権限の委譲は、「当分ノ内」であることがわかる。そして、この措置令は、昭和二九年二月二五日に閣議決定された決戦非常措定要綱中一項の中央監督事務の地方委任によることは、明らかである（△証拠略）による。

7 中央各官厅の許認可等監督的事務は差

の

方官厅又は官吏に委任し、要すれば予め大綱を準則的に指示し又は事後報告を徴するものとす

る。

8 こうして、措置令は、「当分ノ内」すなわち、「差当り一年間」地方官厅に中央官厅の権限を委譲することにしたといえ

る。以上の次第で、措置法に基づく措置令四条一項の規定は「後法である運輸省設置法の制定施行によつて廃止されたと解するものが至当である。

4 憲法は法律による委任のある限り、行政機関による命令の制定を認めていける（七三条六号参照）。しかし、法律が一般的、包括的に命令に白紙委任をすることができるないことは、いうまでもない。

さて、措置法は、戦時特別法として一時的包括的委任の規定を設けていた（一項

前記した措置法一項の「大東亜戦争ニ際一号、三号、六号）、これは、旧憲法九条その他に広い範囲の独立命令が認められ、シ」の文言及び措置令四条一項の「当分ノ内」が「差当り一年間」の趣旨であることを勘案すると、鐵道局長への料金認可権限

の法下でも存続が許されるることは、憲法四一条に違反するとしなければならない。そして、このことは、昭和二二年法律七二号（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力を有する法律）が制定施行されたことによつても変わるものではない。

5 措置令四条一項は、「人又ハ法人

の

（後の陸運局長）への料金認可権限の委譲を、黙示的に解除したうえ運輸大臣に復帰させたとしなければならない（もつとも、物価統制令の規定の効力を有する命令の規定の効力を有する法律）が制定施行されたことによつても変わるものではない。

6 措置令四条一項は、「人又ハ法人

の

（後の陸運局長）への料金認可権限の委譲を、黙示的に解除したうえ運輸大臣に復帰させたとしなければならない（もつとも、物価統制令の規定の効力を有する命令の規定の効力を有する法律）が制定施行されたことによつても変わるものではない。

7 中央各官厅の許認可等監督的事務は差

の

方官厅又は官吏に委任し、要すれば予め大綱を準則的に指示し又は事後報告を徴するものとす

る。

8 こうして、措置令は、「当分ノ内」すなわち、「差当り一年間」地方官厅に中央官厅の権限を委譲することにしたといえ

の委譲が、大東亜戦争の終結するまでの時的仮の措置であることが、ますます明らかになる。したがって、この点からしても、右の委譲が、大東亜戦争が終結して五年にもなる本件認可処分時にまでそのままで有効であるとすることは、法解釈上到底無理である。

四 まとめ

以上のいずれの理由によつても、措置法は、本件認可処分当時、その効力がなかつたから、措置法を受けて制定された措置令も、その効力を肯定することができないことに帰着する。したがつて、被告陸運局長が本件認可処分をする権限を根拠づける法令上の根拠はないのであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件認可処分は違法といわざるをえない。

三 事情判決の必要性について

原告らは、本件認可処分が違法であることを理由としてその取消しを求めており、本件認可処分は、それをした被告陸運局長が無権限である点で違法である。

しかし、本件認可処分を、このことを理

由に取り消すことになると、利用者が一日約一〇万人にものぼる近鉄特急の運行に多くの混乱を惹起するばかりか、特急料金を徴収している他の私鉄（名鉄、小田急、西武、東武、南海など）にも影響を及ぼしかねない。このことは、行訴法三一条一項にいう「取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合」に該当するとじなければならぬ。他方、原告らが本件訴訟を提起するに至つた端緒は、本件申請に関する

近鉄の資料を閲覗し、本件申請に対し意見を述べる機会を得ることにあつたこと（△証拠略）によつて認める）、原告らの受ける経済的出捐は、原告らの主張どおりであるとしても、「か月たかだか金」、〇〇円あてであること、陸運局長に委譲する根拠法の欠缺は、立法によつて解決できることであり、この新法によつて本件認可

処分を遡及的に追認することも立法技術的に可能であること、以上のことやその他本件に顧われた一切の事情を考慮したとき、本件認可処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないといわなければならない。

そこで、当裁判所は、行訴法三一条一項に従つて事情判決をすることにする。

本件認可処分が違法であることは、前述したとおりであるが、本件に顧われた証拠を仔細に検討しても、被告陸運局長が、本件認可処分をするに際し、その権限のないことを故意過失によつて知らなかつたことが肯認できる的確な証拠は見当らない。

却つて、△証拠略によると、特急料金の変更を認可する権限が被告陸運局長に属するとして、鉄道監督局長から陸運局長まで昭和二七年七月二一日付通達（鉄監九一九号）、同昭和五三年八月二一日付通達（鉄監一〇七号）によつて指示されていることが認められ、右認定に反する証拠はない。

そうすると、被告陸運局長が、本件認可処分をするについて、通達に従つたことに認められ、右認定に反する証拠はない。

本件認可処分をする権

限がなかつたことが判明したとしても、その特殊な経緯に照らすと、本件認可処分をした被告陸運局長が右権限の不存在に気づかなかつたことについて職務上の義務違反があつたとするることは、無理である。

以上の次第で、原告らの損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく失当として棄却を免れない。

五 むすび

原告らの本件請求のうち、本件認可処分の取消しを求める部分は、行訴法三一条に従いこれを棄却するとともに、本件認可処分が違法であることを宣言することとし、損害賠償を求める部分は理由がないので棄却することとし、行訴法七条、民訴法八九条、九二条、九三条に従い、主文のとおり

判決する。

大阪地方裁判所第二民事部

裁判長 裁判官 古崎慶長

裁判官 孕石孟則

裁判官 上原茂行

別紙 1～3 △略

別紙4 許可認可等臨時措置法（昭和十一年三月十八日法律第七十六号）

① 大東亜戦争ニ際シ行政簡素化ノ為必要

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ

依リ許可、認可、免許、特許、承認、檢

査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ

付左ニ掲タル措置ヲ為スコトヲ得

一 許可、認可、免許、特許、承認、檢

査、協議、届出、報告等ヲ要セザルコ

トスルコト

二 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ルモノトスルコト

三 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ調ヒタルモノト看做スコト

四 甲法令ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルトキ乙法律ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査等ヲ受クル届出、報告等アリタルモノト看做スコト

五 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ヲ為シ又ハ届出、報告等ヲ受クル甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ヲ乙ノ行政

府又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト

六 前各号ニ掲タルモノノ外手続又ハ処理ノ簡捷化ノ為ノ必要ナル措置

ト

又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政庁又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政

又ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定実

施ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政庁又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政

又ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定実

施ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政庁又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政

又ハ官吏ト看做ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス